

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01209

研究課題名（和文）性犯罪規定改正後に想定される実務上の諸問題に関する理論的研究

研究課題名（英文）Theoretical research on practical problems envisaged after the revision of the sex offences provisions.

研究代表者

嘉門 優（Kamon, Yu）

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：40407169

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、2023年の性犯罪規定改正において、暴行脅迫、抗拒不能要件に代わって規定された「同意しない意思の形成等の困難な状態」の意味を明らかにすることが今後の実務上の運用に当たって最も重要な論点となると予測し、重点的に検討を行った。新176条では、原因となる事由として8つ挙げられているが、そのうち特に、地位や関係性を利用したり、相手をだましたりといった手段によって不同意性交・わいせつを行う場合、必ずしも処罰範囲が明確というわけではない。そこで、ドイツやイギリスの議論や、これまでの日本の判例分析を踏まえて、条文解釈のあり方や、具体的な処罰範囲の検討を行うことで、理論的な視座の提供を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2023年の性犯罪規定改正において、不同意性交等・わいせつ罪が成立し、具体的な8つの原因事由が提示され、国民にとって性犯罪の成立範囲がより具体的にわかりやすくなったものと思われる。しかし、8つの原因事由のそれぞれの意義や関係性についてはいまだ不明確な点が多く、実務上の今後の運用に当たって混乱が予想される。特に前述のような地位や関係性を利用した場合や相手をだました場合は裁判例の蓄積が多いわけではなく、本研究における分析や比較法研究が活かされることが期待されることから、学術的ないしは社会的意義は高いものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study focused on the clarification of the meaning of 'difficult state of non-consensual intention formation etc.', which was stipulated in the 2023 Sexual Offences Amendment in place of the requirements of assault threat and non-refusal, as it is expected to be the most important issue in the future practical operation of the law. The new Article 176 lists eight grounds as grounds for causing sexual misconduct, but the scope of punishment is not always clear, especially when non-consensual sexual intercourse or obscenity is committed by taking advantage of status or relationship, or by deceiving the other party. Therefore, based on discussions in Germany and the UK, as well as an analysis of Japanese case law to date, we have provided a theoretical perspective by examining how the article should be interpreted and the specific scope of punishment.

研究分野：刑法

キーワード：性犯罪 性的同意 同意しない意思の形成等の困難な状態

1. 研究開始当初の背景

2017年に、刑法典の性犯罪規定が大きく改正され、強姦罪は強制性交等罪となり、監護者性交等罪が新設されることとなった。しかしこの改正をめぐって、さらなる見直しを求める意見が主張され、とくに、性暴力根絶を訴える「フラワーデモ」においては、女性が性犯罪被害を訴えた裁判での無罪判決の多さが問題視されてきた。これらの主張において必ず取り上げられる判決が名古屋地裁岡崎支部の令和元年判決(名古屋地岡崎支判平成31年3月26日LEX/DB判例情報データベース文献番号25562770)である。この無罪判決に対し、意に反する性行為をされたとしても、「抗拒不能」という厳しい要件をクリアしない限り性犯罪として処罰できないのは理不尽だと批判がなされた。また、国際的な潮流としても「Yes means Yes」の標語のもと、被害者の明示の同意がない性行為は、すべて被害者の意思に反した性行為だと理解することにより、より手厚い被害者保護を目指す主張の高まりが存在した。

その後、2017年改正法の附則(3年後の見直し)に基づき、法務省において性犯罪に関する刑事法検討会が設置され、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための刑事法に関する施策の在り方について議論が行われた。議事録によると、論点は、暴行・脅迫や抗拒不能要件、地位・関係性を利用した犯罪類型、性交同意年齢、公訴時効、いわゆるレイプシールドなどである。おそらくこれらの論点の検討を踏まえて、現行法上の強制性交等罪、準強制性交等罪の条文の見直し改正がなされるものと予想される状況にあった。

2. 研究の目的

性犯罪規定改正を求める世間の声を受けて、法務省において検討会が設置され、さらに研究論文も多数出されており、学界での議論が活発化している状況にあった。このように改正に向けた議論は深まってきているのに対し、実際の認定に際して生じうる将来的な課題に着目した研究は少なかった。そのため、本研究では改正後に予測されうる実際上の問題に目を向けて、各問題に精通した専門家による検討を行うことにより、実務に対して知見を提供することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では国際的な調査などを踏まえて、予定されている性犯罪規定改正によって生じると予測される問題について先行して研究を行い、論点を明らかにしたうえで知見を提供することを試みるものである。具体的な対象(「何を」としては、第一に、性犯罪における被害者の同意の判断、第二に故意の認定、第三に、未成年者保護に関する検討、とくに、現在の監護者性交等罪が対象としている場合以外にも、一定の年齢未満の者に影響力を有する者による性交等を処罰するかどうかについて、第四に、被告人/被害者の供述証拠の信用性判断の在り方について検討を行う。研究方法(「どのように」としては、先行研究や判例分析を踏まえた理論的な検討、比較法的な見地からの解決策の模索、実務家からのヒアリングなどによる実態調査、他の研究者との意見交換などを予定している。最終的には(「どこまで」)、性犯罪規定改正後に向けて、予測される問題に関する実務運用において有用な知見を提供することを目指している。

4. 研究成果

2021年度

本年度は、法改正論議を念頭に置いて、これまで実施してきた性犯罪規定改正をめぐると議論状況の整理に関する論考を公表した。また、準強制性交等罪における抗拒不能概念や、故意の認定に関する実務における問題状況を把握するため、弁護士による報告を受けた。さらに、被害者の同意論をめぐると最新の議論状況について報告を受けるため、専門家の講演会を実施した。それ以外にも、メンバー同士で密に意見交換や勉強会を行い、性犯罪規定改正動向を踏まえて調査研究を進めた。また、研究分担者により、ストーカー規制をめぐると論考や報告もなされ、より広い視点で、性犯罪についての研究も進めた。最近では、法的な視点だけではなく、より広い視野を踏まえた研究をするために、心理学から性的同意に対してアプローチを行っているグループとの意見交換を行った。また、「性暴力犯罪と性教育」と題した公開研究会を実施し、法学以外の専門家の知見や一般市民の意見も得ることができた。そのほか、マスコミ対応も積極的に行い、性的同意年齢や、抗拒不能の認定に関する問題点について、一般市民向けの解説を行った。

2022年度

法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会の意見として報告された、事務当局作成の要綱(骨子)案は、2023年2月17日の法制審議会(総会)に報告・採択され、法務大臣に答申がなされた。今年度はこの要綱案の制定時の議論を巡って研究を進めてきたが、その成果として、2022年5月に、関西学院大学で行われた第10回刑事法学フォーラム「刑事立法の動向とそのあり方」において「性犯罪規定の改正について」と題して、性犯罪規定改正に関する報告を行い、実務家も含めた専門家との意見交換を行った。さらに、その報告内容を踏まえて、要綱(骨子)案の問題

点を検討し、立命館法学 404 = 405 号において「性犯罪規定の改正 - 要綱(骨子)案について」と題する論稿を公表した。判例研究としては、性犯罪規定改正の一つの契機となった判例(名古屋高判令和 2・3・12 判時 2467 号 137 頁)について評釈を行い、「被告人が、同居の実子(当時 19 歳)が被告人による暴力や性的虐待等によって抗拒不能の状態に陥っていることに乗じて性交をしたとされる準強制性交等罪の事案において、抗拒不能状態を認定できないとして無罪を言い渡した原判決を破棄して有罪とされた事例」と題して、判例時報 2517 号に公表した。また、ドイツの性刑法改正状況を知るため、2023 年 3 月に、講師として、ヨアヒム・レンツィコフスキー氏(ドイツ、ハレ大学教授)を龍谷大学にお招きして研究会を行った。講演内容については龍谷法学に掲載予定である。そのほか、性犯罪を専門的に研究する学外の研究者との検討会もを行い、情報の取得に努めてきた。

2023 年度

今年度は、長らく議論されてきた性犯罪規定改正が実現し、不同意性交等罪、わいせつ罪を中心に、新たな規定が創設されたことから、今後の運用上の問題点を予測し、実務に対する理論的な視座の提供を目指した。また、過度な処罰拡張とならないような解釈上の指針を見出すことも目標とした。このような視座の下、2023 年 6 月に行われた日本刑法学会第 101 回全国大会のワークショップにおいて嘉門がオーガナイザーとして、「新しい性犯罪規定の解釈論」と題する共同研究の内容を報告した。このワークショップでは、法改正後の解釈論の展開を念頭に置いて、特に、暴行脅迫、抗拒不能要件に代わって規定された、「同意しない意思の形成など困難な状態」の解釈について検討し、実務に対する理論的な視座の提供を目指した。ワークショップでは、佐藤陽子(成蹊大学)に地位利用型、菊地一樹(明治大学)には欺罔類型の解釈、橋本広大(南山大学)にはイギリスにおける運用状況を比較法の対象として検討してもらった。この内容については、2024 年 1 月に発行された「季刊刑事弁護」に掲載された。さらに、同時に成立した性的姿勢等撮影罪についても研究を進め、従来は地方公共団体の条例で主に対応されていた撮影の罪について、新たに性犯罪として位置づけられたことから、今後の運用上の問題点を検討した。この内容については、12 月に発行された刑事法ジャーナル 78 号と、翌年 3 月に発行された関西大学法学研究所研究叢書において公表した。研究期間の前半は、立法論として、不同意性交等罪と不同意わいせつ罪を中心に、これまで暴行脅迫や抗拒不能要件の撤廃の是非について、判例分析や比較法的な見地から検討し、過度な処罰範囲の拡張とならないような立法のあり方について提言を行った。これらの研究と並行して、提示された立法案の問題点の検討を行い、さらに、運用上の問題点を想定し、理論的視座の提供を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 嘉門 優	4. 巻 405・406
2. 論文標題 性犯罪規定の改正 - 要綱(骨子)案について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 97-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嘉門 優	4. 巻 2517
2. 論文標題 被告人が、同居の実子(当時19歳)が被告人による暴力や性的虐待等によって抗拒不能の状態に陥っていることに乗じて性交をしたとされる準強制性交等罪の事案において、抗拒不能状態を認定できないとして無罪を言い渡した原判決を破棄して有罪とされた事例 名古屋高判令和2・3・12 判時2467号137頁	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 165-170
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嘉門優 = 樋口亮介	4. 巻 69
2. 論文標題 性犯罪をめぐる議論状況	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 4-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嘉門優	4. 巻 61-1
2. 論文標題 暴行・脅迫 / 抗拒不能要件について 性犯罪改正に向けて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 105-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下裕樹	4. 巻 67
2. 論文標題 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成28年法律第102号による改正前のもの）2条1項1号にいう『住居等の付近において見張り』をする行為の意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 183-190
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ヨアヒム・レンツィコフスキー（山下裕樹〔訳〕）	4. 巻 56巻2号
2. 論文標題 性刑法の発展過程	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 123-154
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 嘉門優	4. 巻 2023年7月27日掲載
2. 論文標題 刑法177条における暴行・脅迫	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例時報 サブスク ロー・ジャーナル【重要判例を実務に活かせる = 判例再考】	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 嘉門優	4. 巻 78
2. 論文標題 性的姿態の撮影等罪の新設	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 49-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嘉門優	4. 巻 117
2. 論文標題 新しい性犯罪規定の解釈 「同意しない意思の形成等困難な状態」要件をめぐって	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 23-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 斎藤司	4. 巻 117
2. 論文標題 新しい性犯罪規定と刑事弁護への影響	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 21-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嘉門優	4. 巻 70
2. 論文標題 ドイツにおける184条kの創設について 性的姿態等撮影罪の検討の一助として	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 関西大学法学研究所研究叢書	6. 最初と最後の頁 37-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 嘉門優
2. 発表標題 性犯罪改正をめぐって
3. 学会等名 龍谷大学犯罪学研究センター公開研究会：日本における性暴力犯罪と性教育（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 嘉門優
2. 発表標題 性犯罪規定の改正について
3. 学会等名 第10回刑事法学フォーラム「刑事立法の動向とそのあり方」(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 嘉門優・佐藤陽子・菊地一樹・橋本広大
2. 発表標題 新しい性犯罪規定の解釈論
3. 学会等名 日本刑法学会第101回全国大会ワークショップ(招待講演)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	斎藤 司 (saito tsukasa) (20432784)	龍谷大学・法学部・教授 (34316)	
研究分担者	山下 裕樹 (yamashita hiroki) (20817150)	國學院大學・法学部・准教授 (32614)	
研究分担者	玄 守道 (hyon sudo) (60460721)	龍谷大学・法学部・教授 (34316)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------